

労働安全衛生法に基づくコンサルタントの指定登録事務の概要

《登録事務概要》

1. 登録等事務の概要
添付図(P2)を参照

2. 登録申請者数

	労働安全 コンサルタント	労働衛生 コンサルタント	合計
平成18年度	143	130	273
平成19年度	191	96	287
平成20年度	124	120	244
平成21年度	192	120	312
平成22年度	113	113	226

3. 登録手数料

※政令、省令に規定されている。

新規登録	30,000円
書換え又は再交付	2,450円

《指定登録制度の趣旨・指定理由》

1. 指定登録制度の趣旨

臨時行政調査会の最終答申(昭和58年3月)及び行政改革会議の最終報告(平成9年12月)において、行政事務の簡素合理化の観点から、試験事務等の定型的な事務について極力民間に移譲することを要請されていたこと、及び、コンサルタントの登録者数が急増していたこと等を踏まえ、平成11年の労働安全衛生法改正の際にコンサルタントの登録事務を労働大臣が指定する者に行わせることができることとしたもの。

2. 指定の理由

コンサルタントの品位の保持及びその業務の進歩改善に資する事務を行うコンサルタント会にコンサルタント業務を行うのに不可欠な登録に係る事務を行わせることにより、事務の適正の確保が図られるため。